

緊急用務空域の設定に関するQ&A

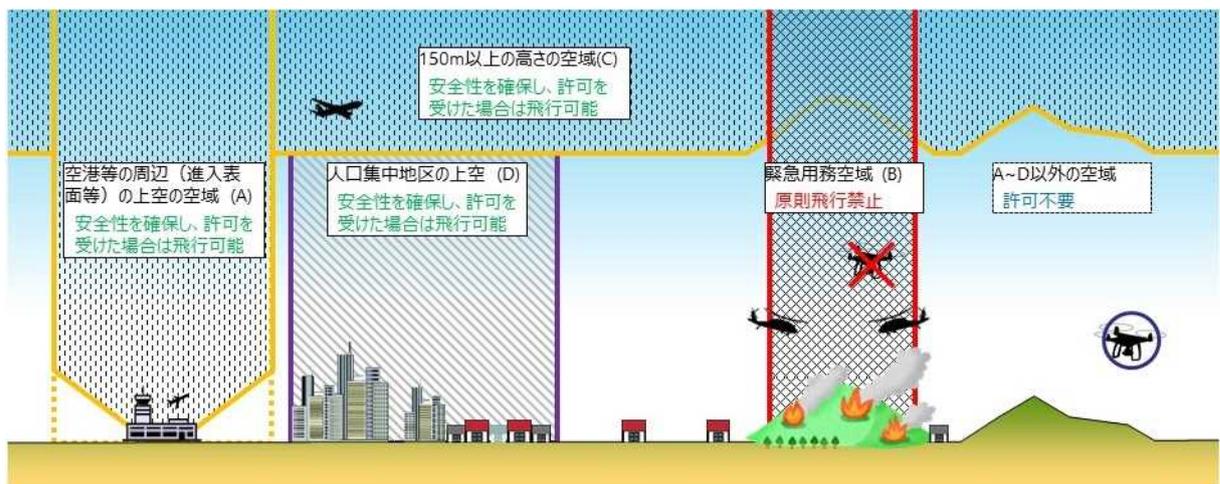
国土交通省 航空局

Q1 「緊急用務空域」とはどのような場合に新たに指定されるのでしょうか。

A 令和3年6月1日以降、災害等の規模に応じ、捜索、救助等活動のため緊急用務を行う航空機の飛行が想定される場合に、ドローン・ラジコン機等の飛行が原則禁止される『緊急用務空域』が新たに指定されます。

(※規制対象は200g以上の無人航空機に限らず、すべての機体が対象です)

ドローン・ラジコン機等を飛行させる方には、飛行開始前に、飛行させる空域が『緊急用務空域』に該当するか否かの確認義務が課されます。



(A) (B) (C) … 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域 (法132条第1項第1号)

(D) … 人または家屋の密集している地域の上空 (法132条第1項第2号)

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区 (DID) 上空の飛行許可 (包括許可含む。) があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。(令和3年6月1日施行)

Q2 「緊急用務空域」は飛行前にどのように確認すればよいのでしょうか。

A 災害等の規模に応じ、国土交通大臣がその都度『緊急用務空域』を指定し、航空局ホームページ、Twitter にて周知します。

ドローン・ラジコン機等を飛行させる前に『緊急用務空域』の確認を必ず実施してください。

(Twitter 掲載例) @mlit_mujinki

https://twitter.com/mlit_mujinki

【#飛行前確認】

〇〇県〇〇市の林野火災に伴い、 #緊急用務空域 が指定されました。

当該空域で #ドローン を飛行させることはできません。また、現に当該空域を飛行させている方は、速やかに飛行を中止してください。

詳細はこちら→ https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

(航空局ホームページ公示イメージ)

【公示期間】

(例1) 〇年〇月〇日〇時〇分～別途通知するまで

(例2) 〇年〇月〇日〇時〇分～ 〇年〇月〇日〇時〇分 (終了時期は変更の可能性あり)

【対象空域】

範囲： (例1) 北緯〇〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒を中心とした半径〇kmの上空

高度： 地表又は水面から〇〇m以下 (高度を指定する場合)

Q3 「緊急用務空域」はどのような場合に飛行させることが出来るでしょうか。

A 無人航空機を飛行させる者(航空法第132条の3の適用を受けて無人航空機を飛行させる者を除く。)は、飛行エリアに新たに『緊急用務空域』が指定された場合、速やかに飛行を中止させる必要があります。

- 警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域(緊急用務空域)を指定し、インターネット等に公示。
- 無人航空機を飛行させる者は、飛行開始前に、飛行させる空域が緊急用務空域に該当するかどうか確認することを義務付け。



空港周辺、150m以上の空域、DID（人口集中地区）上空等の飛行許可（包括許可含む。）があっても、新たに設定される飛行禁止空域（緊急用務空域）を飛行させることはできません。

緊急用務者等関係機関等から飛行中止の指示があるかないかによらず、当該空域での飛行を継続させた場合、航空法違反の対象となります。

なお、飛行の目的が「災害等の報道取材やインフラ点検・保守など、『緊急用務空域』の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる飛行」に限り、新たに国土交通大臣の飛行許可を取得してください。

※航空法第132条の3

（捜索、救助等のための特例）

第132条及び第132条の2（第1項第1号から第4号までに係る事項を除く。）の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

Q4 飛行中の飛行経路に「緊急用務空域」が設定された場合、どのように確認し、どのように対処すればよいのでしょうか。

A 飛行中は、操縦者・補助者が協力して、航空機の接近に常に注意し、必要に応じて飛行を中断するなどにより、他の航空機の運航を妨げることのないようにします。特に、自然災害等が発生した場合には、飛行直前に確認した時点で飛行予定のなかった空域を、急に緊急用務の航空機が飛行することがあることを常に意識し、飛行経路周辺の気象・海象の変化や周囲の雑踏、騒音の変化などに注意を払います。

飛行中、操縦者は飛行に専念することが求められることから、補助者・運航管理部門が「緊急用務空域」の設定等の情報を収集し、トランシーバー等により操縦者に対して必要な指示・助言を与えるようにしてください。

合わせて、必要に応じ飛行マニュアルに位置付けることを検討してください。